困難を有する子ども・若者支援事業

1　趣　旨

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）を対象とした市町村の相談支援体制の整備・充実や民間団体の取組みに対して補助を行う。また、県単位の関係機関による支援ネットワーク「島根県子ども・若者支援地域協議会」の運営により、子ども・若者への支援の充実や必要な体制の整備などに取り組む。

2　事業の概要

（１）市町村体制整備等事業

市町村における子ども・若者の総合相談窓口の整備・充実の取組み及び居場所の設置や広報啓発などの支援活動推進事業の取組みを助成する。

・支援体制整備事業　…　総合相談窓口設置市：最大150万円
　　未設置市町村　　：最大300万円

・支援活動推進事業　…　１事業あたり50万円で市町村当たり３事業まで活用可能

（２）子ども・若者支援に取り組むモデル活動支援事業

これまでの行政による支援事業とは別に、ＮＰＯ団体等の創意工夫による活動を助成する。

・交付団体は県内で活動するＮＰＯ法人・団体

・１団体当たりの限度額は２００万円以内

（３）島根県子ども・若者支援地域協議会運営事業

「島根県子ども・若者支援地域協議会（H23年度設置）」の運営により、市町村での対応が困難なケースへの支援や、県内の支援体制の整備、研修、相談窓口等に関する広報啓発を行う。

3　平成２４年度予算額

５０，８００千円

（担当課　青少年家庭課）